

- 内閣官房では、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から役割を終えた災害用備蓄食品を有効に活用するため、フードバンク団体等（※）への提供をいたします。
 - 申込に当たっては、申込書に必要事項を記載の上、提供可能となる食品に関する情報に記載している申込期限までに、問い合わせ先まで電話連絡いただいた上、別途お伝えする指定のアドレス宛にメールにてお送りください。
- （※）フードバンク団体等とは子どもの貧困対策、生活困窮者支援など生活に困難を抱えている方々に対し食料・食事の支援を行っている団体をいう。

提供を希望する商品及び数量

※ 行が不足する場合は、適宜追加してください。

| | 商品名 | 数量（箱数） |
|---|-----|--------|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |

受け取り方法 ※希望する方法に○をつけてください。

| | |
|------------|--------------------------|
| 引渡場所での受け取り | <input type="checkbox"/> |
| 着払いでの受け取り | <input type="checkbox"/> |

「申込に当たっての注意事項」の食品の提供に関する合意事項をご確認いただき○をつけて下さい↓

「申込に当たっての注意事項」の食品の提供に関する合意事項を遵守します。

| | |
|---------|--|
| 団体名 | |
| 住所 | |
| 担当者名 | |
| T E L | |
| メールアドレス | |

記入年月日